

平成24年度

当初予算 編成方針

平成23年10月

総務部 財政課

目 次

	P - 2
I 国の動向	P - 3
1 平成24年度予算の概算要求にあたっての基本的方針	
2 平成24年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】	
II 県の動向	P - 4
長崎県の財政状況	
III 雲仙市の財政状況	P - 4
1 歳入	
2 歳出	
3 その他	
IV 「予算刷新改革」の継続	P - 6
V 平成24年度の基本方針	P - 7
1 平成24年度の取り組みと雲仙市総合計画の実現	
2 予算編成の基本理念	
3 雲仙市行政改革大綱に基づく行財政改革の実践	
VI 平成24年度の予算要求	P - 8
1 基本的事項	
2 平成24年度の予算要求枠	
3 歳入に関する事項	
4 歳出に関する事項	
5 特別会計に関する事項	
6 注意事項	
7 その他（各項まとめ分）	
VII 予算資料	P - 19
資料1	歳入歳出の状況（歳入）
資料2	歳入歳出の状況（歳出：性質）
資料3	歳入歳出の状況（歳出：目的）
資料4	基金・起債残高の状況
VIII 決算資料	P - 23
資料5	歳入
資料6	歳出：性質
資料7	歳出：目的
資料8	各種財政指数の状況
IX 予算要求添付資料	P - 27
様式1号	予算査定資料
様式2号	光熱水費・燃料費 明細書

I 国の動向

1 平成24年度予算の概算要求にあたっての基本的方針

国の平成24年度予算については、政権交代後の2回目の本格的な編成であり、「新成長戦略」（平成22年6月18日に閣議決定）等を踏まえ、「財政運営戦略」（平成22年6月22日に閣議決定）に基づき、「中期財政フレーム」の枠組み導入の2年目で、今年度は東日本大震災の影響により、平成24年度～平成26年度のフレームが改訂され（平成23年8月12日に閣議決定）、平成24年度予算の概算要求組換え基準が発表され、「日本再生重点化措置」（平成23年9月20日に閣議決定）という特別枠が設けられた。

特別枠の規模は7,000億円で、最終的に9月末の概算要求額は、過去最大の99兆円に上った。

日本再生重点化措置

(1) 「日本再生重点化措置特別枠」の設定

我が国経済社会を再生し、国民一人ひとりが希望をもって前に進める社会を実現するため、将来を見据え、新たな雇用の創出を含め、我が国経済社会の再生に真に資する分野に予算を重点配分する取り組みとして「日本再生重点化措置」を実施する。

(2) 各省からの「要望」

①新たなフロンティア及び新成長戦略

②教育・雇用などの人材育成

③地域活性化

④安全・安心社会の実現

現在、この方針に基づき、各省庁においての要求がなされた。

地方公共団体関連では、共通事項として「地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等」、「国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等」及び「国と地方公共団体の財政負担の適正化」などが各省庁に要請され、地方の自主性・自立性の強化を図り、財政健全化が謳われ、より権限委譲が推進される見通しです。

さらに、東日本大震災の影響から、その別途財源確保が見込まれ、その他地方への枠組みに対し、現段階では、確実性が見込めないものが多い状況にあります。

したがって、各部局とも、国や県の動向を注視するとともに、国県からの通知・指示等があった場合は、財政課との協議を十分に行ない、予算要求をしていただく必要があります。

特に、公共事業関連につきましては、東日本大震災等を踏まえた防災インフラの緊急整備が推進される見通しで、その他補助金との調整を行なわなければならないことも想定されますので、ご留意ください。

2 平成24年度地方財政収支の9月仮試算【概算要求時】

総務省が9月に公表しました「平成24年度地方財政収支の仮試算」によりますと、歳入においては、地方交付税は減が見込まれ、歳出においては、社会保障費の増により一般行政経費が増となる一方で、給与関係経費は減が見込まれており、地方財政収支の総額では、前年度比**0.7%の減**と見込まれています。

① 歳入

地方税 1.5%、地方特例交付金△30.2%、地方債 3.1%

地方交付税△1.6%

【一般財源0.9%】

② 歳出

一般行政経費0.2%、給与関係経費△0.7%、投資的経費△2.6%

【一般歳出計（公債費等を除く）△0.6%】

II 県の動向

長崎県の財政状況

長崎県は、去る**9月、平成24年度から平成28年度までの5年間の中期財政見通しを発表しました**。その中で、行財政改革への取組として、「収支改善対策」、「行財政改革プラン」、さらに「収支構造改革」に基づき、平成17年度から22年度までに、合わせて約789億円の収支改善を行ったことにより、持続可能な財政の健全性を維持してきたとされています。

また、今後の財政運営に当たっては、今回の中期財政見通しを踏まえ、平成22年度に策定した「**新**」**行財政改革プラン（H23～27）**に基づき、約135億円の収支改善を目指し、より一層の行政コストの縮減を進めるとともに、今後増加が見込まれる社会保障関係費等に適切に対応するため、安定的な基幹税の充実を図り、国に対しては、地方交付税の充実・総額確保等を強く要請するとされております。

III 雲仙市の財政状況

1 歳入

① 地方税

地方税が歳入に占める割合は、平成22年度決算において、**11.9%**に留まっており、前年度比同率となっており、相変わらずぜい弱な財政基盤となっています。

景気については、国のさまざまな施策により、若干の持ち直しの動きは見られるものの、経済不況の影響などにより、さらに地方税の減収が見込まれることから、総務省は昨年度から「中期財政フレーム」の策定に取り組み、その中には、今まで先送りされてきた「抜本的な税制改革」が大きく謳われておりますが、未だ地方にとって確実な自主財源確保へとつながっていないのが現状であり、今回のフレーム改訂においても、特別な措置を講じるとしながら、先行きが不安視されている状態です。

② 地方交付税（臨時財政対策債を含む）

平成22年度の決算で見ると、交付額の振替である臨時財政対策債を合わせた地方交付税は、歳入全体の**47.8%**となっており、平成22年度の臨時的収入である地域活性化臨時交付金を差し引いた通常の歳入予算と比較すると、**ほぼ2分の1を占める重要な収入**であり、年々地方交付税への依存度が大きくなっている状況にあります。

平成23年度の普通交付税算定額（臨時財政対策債を含む）は、約138億2千万円で、対前年度比約1億9千万円（**1.3%**）の減となりました。

さらに、地方債の元利償還のための交付税措置等が含まれていますので、それを除いた額は、約107億円で、実質的には、**対前年度比約4億円程度の減**となり、財政運営としては、厳しい状況になります。

③ 基金（財政調整基金、減債基金）

平成22年度末の財源調整のための基金（財政調整基金及び減債基金）残高は、**81.4億円**ですが、平成23年度の当初予算において、**14億円の基金取り崩しを行わなければ、財源不足を埋めることが出来ませんでした**。

中期財政計画で示しているように、合併に係る財政上の特例措置期間（平成27年度）終了後を見据えると、同期間中により多くの財源調整のための基金を確保しなければなりませんので、今後できるだけ、取崩し額の圧縮を図るとともに、可能な限りの積み立てを行なっていく必要があります。

④ 合併特例債

合併年度及びその後10年度以内に活用できる地方債で、本市は平成27年度までに292億を上限として発行することができます。

新市建設計画に基づく『合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業』や『合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業』に活用することができ、充当率95%、元利償還に対する交付税措置70%と、大変有利な起債です。

ただし、あくまでも起債ですから、後年度の償還（10年返済を予定）による本市財政への影響を十分考慮し、計画的な活用が求められることから、平成22年度までの発行額は、限度額に対して20.2%に留まっており、中期財政計画においての最終発行額は57.7%に留まる見込となっています。

起債を借り入れる際の考え方として、後年度の起債の償還額と残高を減らすため、毎年度、当該年度の元金償還額を上回らない額を借り入れることにしています。この方針は今後も引き続き起債においては、基本的事項として実施していきます。

2 歳出

- ① 三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助金の減少などにより、本市においての影響額は約12億円の減収で、投資的経費（建設工事費等）を中心として、予算規模の縮小を図ってきました。

また、原油高騰や景気の急激な後退等に対応するため、市単独の農林水産業対策・中小企業支援対策等の実施、国の緊急経済対策に伴う活性化事業の実施等により、20年度、21年度及び22年度の予算規模は拡大しましたが、あくまでも臨時的な財源であり、今後も単独の対策費を検討しなければならない一方、高齢化に伴う社会保障関係費の増加等への対応も迫られてきます。

- ② 合併前、主に基金取崩金と起債を原資として施設整備等の大型投資事業を行ってきました。また、本市が構成団体の一員である一部事務組合においても大型投資事業が行われております。今後、これらの事業により整備した施設の維持管理及び起債償還に係る財政負担が増加してまいります。

3 その他

- ① 合併による行財政基盤強化の成果として、時代に即応した施策、迅速な事業の展開などが強く求められています。厳しい財政状況下であり、現状の行政サービスを維持することさえ困難な面もありますが、権限移譲等による新たな業務、合併に伴う事務・事業の統合及び電子自治体化などに適切に対応していく必要があります。

- ② 少子高齢化社会の到来や高度情報化の進展、環境問題への関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に伴い、市民の行政ニーズはますます複雑・多様化しています。

今後も歳入の減少傾向が続くと見込まれる中、住民サービスの低下を招かないよう、安定した財政運営を継続できる柔軟な財政構造実現に向けて、遊休資産の活用や広告料収入などを始めとした、**新たな財源確保に努めるとともに、各種事業や補助金等については、常に、必要性、効率性、有効性等を検証しておく必要があります。**

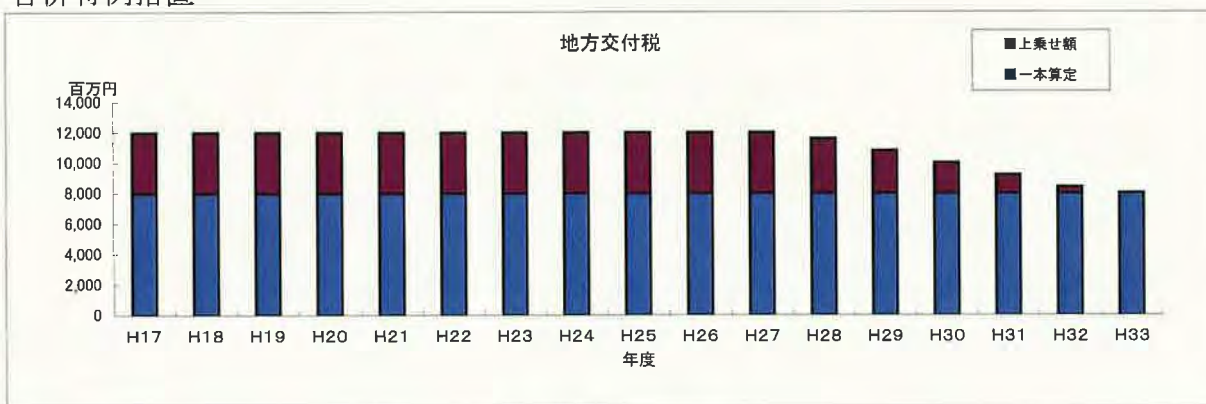
IV 「予算刷新改革」の継続

中期財政計画に基づき、合併特例期間終了後を見据え、シーリング設定など予算削減に取り組んできましたが、さらなる削減を実施しなければ、将来の財政運営が厳しくなるという現実を受け止めなければなりません。

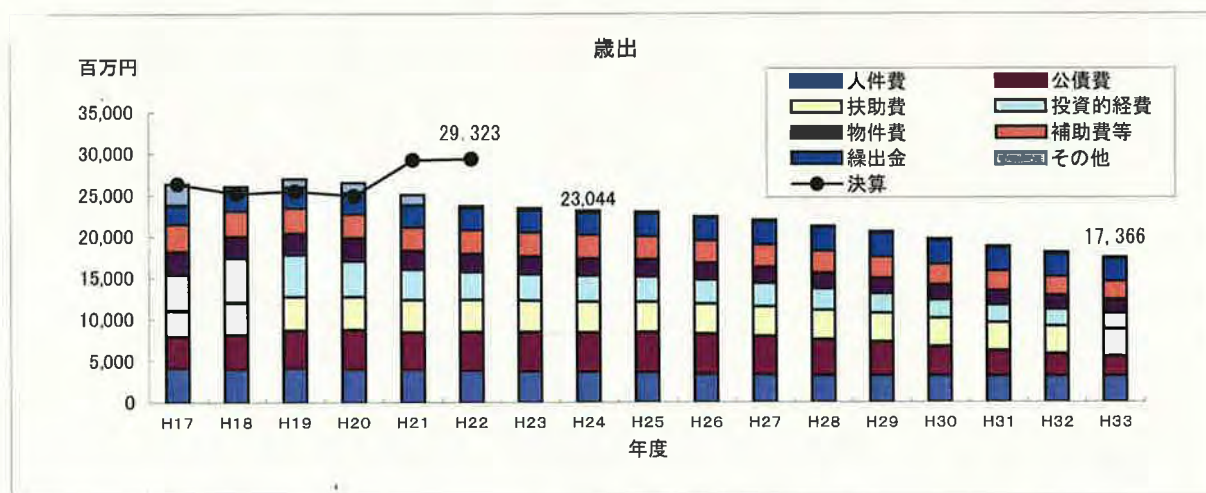
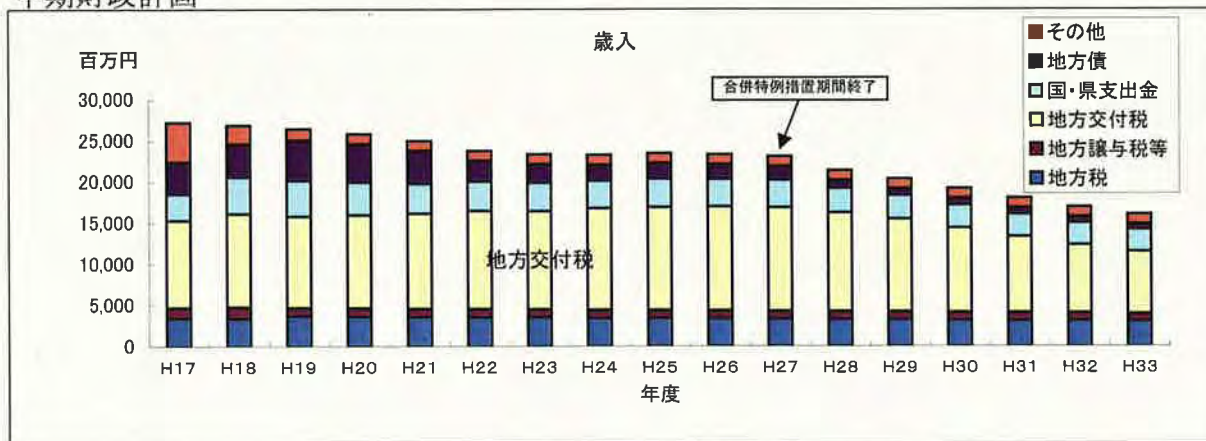
これまで、個々の事業の細部にわたり、経費の削減に努めてきましたが、これまでような予算削減方法では限界があり、目標とする予算規模の縮減には到底及ばないことから、今後においては、事業そのものを見直すような抜本的な事業自体の削減・統合整理が必要であり、このことを全部局が認識し、思い切った改革を意識し、断行していかなければなりません。

また、予算編成においては、各課の「予算重点化方針」等を尊重しながら編成にあたることを基本とする考え方に立ち、今後においても、個別の事業について、その必要性や公益性等を十分精査の上、確固たる方針を策定していただく予定であります。

合併特例措置



中期財政計画



V 平成24年度予算編成の基本方針

平成24年度の予算編成においては、これまでの経費節減等、予算の縮減を更に進めるとともに、雲仙市総合計画（後期基本計画）の積極的な推進を図るため、各事業においての費用対効果を追求した、効果的・効率的な予算編成に努めるとともに、地域等全エリアの視点立ったバランスの取れた予算編成を目指し、次の2点を基本的な方針とする。

1. 雲仙市総合計画（後期基本計画）の推進

雲仙市総合計画は、市行政の最上位計画であり、市政運営の基本となるものであり、また、本市の将来の発展に向けて、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組むための総合的な経営指針となるものです。

限られた予算の中で、市の将来像の実現に向けて、これらの理念・方向性に沿った事業を、積極的かつ効率的に進めることを、予算編成の第一の方針とする。

【雲仙市総合計画】

- 基本構想（平成19年度～28年度）
- 基本計画 前期（平成19年度～23年度）
後期（平成24年度～28年度）

2. 雲仙市行政改革大綱に基づく行財政改革の実践

また、合併によるスケールメリットを生かした効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、将来の雲仙市の財政規模に即した行財政基盤を築くためには、職員数の削減や予算規模の縮減等、適正規模の行財政運営を目指す中で、事務事業の整理・削減等が必要となることから、既存事業の必要性・事業効果等について検証し、各事業について

- ・「本来、市でやるべき事業」
- ・「民間で出来る事業」
- ・「市民の皆さんに行っていただく事業」

などの区分を精査・整理し、事務事業の削減に努めるとともに、「選択と集中」の理念の下、予算編成を進めることを第二の方針とする。

- 第1次雲仙市行政改革大綱（平成19年度～22年度）
- 第2次雲仙市行政改革大綱（平成23年度～27年度）

※第2次雲仙市行政改革大綱

(<http://www.city.unzen.nagasaki.jp/file/temp/9333001.pdf>)

VI 平成24年度の予算要求

1 基本的事項

予算の要求にあつては、次の各項目に留意しながら、年間を通じて予測される全ての収入・支出を的確に積算し、年間予算として要求を行うこと。特に前年度に科目を新設して流用を行ったものについては、要求もれがないよう十分確認を行うこと。

① 『総合計画事業』への取り組み

『総合計画特別推進枠』については、予算要求枠とは別枠で設けるものであることから、要求にあたっては、様式1号「予算査定資料」の記入要領を参照のうえ、基本方針—政策—主要施策を明確にすること。

② 「予算重点化方針」

各部局内において、総合計画に基づき各事業を実施しているが、今後は、目標・ビジョンを持って、部局内の意識統一の下、将来の予算を念頭におきながら実施する必要がある。

平成24年度当初予算編成からは、各部局の「予算重点化方針」に基づき、各部局内での取り巻く状況を共通理解し、共通の組織目標を掲げ、予算削減に向けた取り組み計画に基づき、予算編成を行う。

重点化方針の意義は、将来に向けた事業のあり方や重点化すべき内容等を見極めることであり、逆に効果や公益性等の低い事業は、積極的な廃止又は統合を行い、コンパクトでスリムな予算を目指す。

この方針は、各課の予算編成・執行において、最重要方針として取扱い、今後もその方針に沿って事業展開を図る。

③ 補助事業の廃止・縮小等への対応

国及び県において既存の国・県補助（負担）事業が廃止、縮小または補助率の変更等あった場合は、代替の財政措置が明らかなものを除いて、漫然と一般財源で対応せず、事務・事業も廃止・縮小すること。

また、市の単独補助金は、「雲仙市補助金等の見直し基本方針・基準」に基づき精査し、検証した上で、「選択と集中」による見極めることによって、今後の行財政運営に影響してくるのは言うまでもなく、予算削減が急務である以上、分析や効果を一部ではなく全体的な視野で検証し、市民にも理解していただけるような方向性を明確にし、補助金の重点化に努める。

④ 特定財源の確保

事務事業実施に必要な経費については、**有利な特定財源の確保**に努め、一般財源の充当をできる限り抑制すること。

県等からの特定財源の紹介ではなく、**自らその事業に関連する財源は無いか探求すること。**

また、起債については、「合併特例債」の活用も考慮に入れ、過疎債についても、「過疎地域自立促進特別措置法」が平成28年3月末まで延長となり、平成23年度からはソフト事業が追加され、より柔軟にはなっているものの、十分な活用方法を検討が必要である。

財源確保の基本的ルールとして「**ペイアズユーゴー原則**」というものがあり、これは、**新たな事業等の予算要求にあたっては、他の事業の予算削減又は歳入予算の確保を義務付けること**で、本市もこのルールに基づいているにもかかわらず、浸透していないのが現状である。

今後もこのルールを念頭において、予算要求を行っていただきたい。

⑤ 嘱託・臨時職員の見直し

職員の人員適正化が順調にも関わらず、新サービスの追加や緊急雇用創出事業補助金などを活用し、嘱託・臨時職員が増加しており、人件費を削減できていないのが現状である。

更なる人件費削減を検討する上で、課単位の採用ではなく、**部局単位での採用による効率化を図り、配置見直しを改めて検討する必要がある。**

⑥ 公共施設の緊急修繕費の設定について

各課が所管する公共施設の維持管理費として修繕料を計上しているが、緊急を要し、通常分の修繕料でまかなえない場合があり、住民サービスに支障をきたさないよう、流用において対応するケースが多くなってきている。

公共施設も老朽化が進んでおり、緊急修繕がいつ発生するか予測がつかないことを考慮し、今まで各中事業に計上している修繕料はそのまま計上し、平成24年度からは、必要と認められるものについて、新たな緊急な修繕のための予算を、別枠で事業として計上する。

- (1) 各部局の主管課がその部局内の施設を整理する。
- (2) 事業名を新設科目で申請する。
(例) 市民福祉部管理施設の場合→福祉施設緊急修繕事業
- (3) その施設数などに応じて、11節の修繕料や13節の設計委託料を算定し、要求する。
- (4) 別枠の事業扱いなので、部局内での枠に含める必要はない。
- (5) 他の事業と同じように査定を受ける。

※庁舎等については、管財課において、緊急時の予算は例年計上済であるため、除外する。

なお、その予算を執行するにあたっては、必ず事前に財政課と協議することを原則とする。

⑦ その他

(1) 管理運営費の適正化

各種公共施設の管理運営にあたっては、運営費の削減、適正な使用料等の確保により、その収入の増を図ると共に、指定管理者制度への移行など抜本的見直しを図ること。

(2) 行政評価制度の活用

平成20年度から導入している行政評価制度に則り、市民本位の効率的で質の高い行政サービスの実現に向け、市が関与すべき範囲の適正化や優先すべき事業の重点化等を図り、成果重視の行政運営を目指した予算要求及び査定を行うこととする。

(3) 「インセンティブ予算制度」の導入

昨年度に引き続き、インセンティブ制度を実施します。予算執行段階において職員の創意工夫による経費の節減、収入の確保及び増収を図り、予算は「使い切り」ではなく「限度額」であることを共通認識としてとらえ、コスト意識の向上を目指す。

(5) 『ゼロ予算事業（歳出予算を伴わない事業）』への取り組み

ゼロ予算事業については、昨年度と同様に課、局及び総合支所単位で取り組むこと。（継続を含む）また、申請については様式1号により行うこと。

(6) 事前協議の重要性

新規事業等（補正時も同様）の要求を行う場合は、事前に財政課との協議を原則とし、協議がなかった要求は認めないものとする。

これは、財政運営において、予算管理を慎重に進め、計画を立てている以上、新たな歳出は十分な検討が必要であり、将来の財政運営に支障をきたす恐れがあるため、協議が重要となってくるためである。

2 平成24年度の予算要求枠

① 一般財源ベースでの予算要求枠

各部局ごとに大枠で一般財源ベースの予算要求枠を設定し、これを上限として予算要求する。

※ それぞれの予算要求枠は、別途通知します。

※ 平成24年度は、**各課単位**（節ごと）での一律のシーリング設定ではなく、中長期的な視野にたち、3年程度を目途とした大幅な予算削減に取り組んでもらうため、行政評価や予算重点化方針を参考に、事業レベルでの縮減（廃止・統合）を目指した配分枠を**各部局単位**で設定することとした。

※ ベースとなる金額は、下記の「総合計画特別推進枠」、「インセンティブ予算枠」、「公共施設緊急修繕特別枠」を控除した金額です。

② 総合計画特別推進枠

一般財源ベースで2億円程度の予算要求枠を設定し、それを上限とする。

※ 雲仙市総合計画（後期基本計画）に基づき、事業内容を十分精査すること。

③ インセンティブ予算枠

インセンティブ予算制度に基づき、評価された額を一般財源ベースの予算要求枠に上乗せして付与する。

④ 公共施設緊急修繕特別枠

公共施設の緊急な修繕のための予算要求枠を必要に応じて設定し、上限は設けず、査定により予算額を決定する。

3 歳入に関する事項

- ① 予算編成に当たっては、積算を正確にし、過大過小な見積もりを避け、適正な財源を計上すること。
- ② **市税**については、今後の経済情勢及び税制改正の動向などを十分見極めて、要求額の設定根拠を詳しく示すと共に、より一層の収納率向上策を講じること。
- ③ **分担金及び負担金**については、法令、条例等の徴収基準に基づく、適正な負担の確保を図ること。
- ④ **使用料及び手数料**については、住民の公平性の観点と受益者負担の原則に基づいて適正な徴収を図るとともに、利用率向上による収入の確保に努めること。
- ⑤ **市債**については、事業の適債性を十分検討するとともに、将来の財政負担を考慮し、安易な適用は行わないものとする。また、事務費の計上は財政課と事前協議のこと。
- ⑥ **その他の収入**については、根拠法令など収入の基礎を明確にし、それらの実績の上に年間を通ずる確実な収入見積もりを計上すること。少額の収入といえども漏れなく計上し、財源の確保を図ること。

4 歳出に関する事項

- ① **職員人件費**については、給料や職員手当など、現員、現給を原則として計上すること。なお、特別会計等の職員給については、後日、人事課より配布される基礎資料に基づき作成すること。
- ② **賃金**については以下のとおりとする。
 - ア 一般事務の臨時職員については、原則として賃金で計上する。
 - イ 賃金については、別添「報酬・報償費・賃金等に係る人件費について」を参照のうえ、事務繁忙期のみの雇用とすること。また、単なる事務量の増加等に対しては、部課内の事務の再配分、省力化等により対処すること。
 - ウ 職員及び嘱託職員の長期療養、産休、育休等への対応として、報酬及び賃金を人事課で計上する。

- ③ **報償費**については、別添「**報酬・報償費・賃金等に係る人件費について**」を参照のうえ、単価、回数等の算出基礎を明確にし、謝金・記念品・賞品などの種類ごとに計上すること。
- ④ **旅費**については以下のとおりとする。
- ア 旅費条例、旅費規程及び別添「**旅費早見表**」により計上すること。
なお、予算計上にあたっては、その必要性、人員及び回数などを十分に検討し、経費削減に努めること。出張の用務、出張先は具体的に記入すること。
 - イ 非常勤特別職は費用弁償、一般職は普通旅費に計上すること。
 - ウ 非常勤特別職等で構成する委員会及び協議会の視察研修等に係る費用弁償はこれまでと同様に下記のとおりとする。
別添「**非常勤特別職等の研修旅費の考え方**」参照
 - ①実施期間 **2年度に1回、偶数年度実施（初回18年度）**
 - ②費用弁償 市旅費条例等により算定した額、ただし2万円を上限とする。
(貸切バス、通行料、謝礼等の別途要求は不可)
 - ③随行職員 特別職を除き、2名以内
 - エ 市長・副市長の旅費、それに伴う負担金、食糧費、消耗品費等については、各所管課で予算要求をすること。
なお、いずれの課の所管に該当しない場合、また、秘書分の各種費用は、政策企画課で要求する。
別添「**市長・副市長の旅費の予算要求方法について**」参照
 - オ 参加人員は最小の人数で最大の効果を図ること。
- ⑤ **需用費**については以下のとおりとする。
- ア **消耗品費**については、**共通物品と共通物品以外の特定物品とに区分して**、共通物品は別途、管財課が定める様式で報告（管財課で取りまとめて要求）することとし、特定物品は所管課において要求すること。
別添「**共通物品の予算編成について**」参照
 - イ 共通物品の発注は、原則として管財課が行うが、共通物品以外の**特定物品**については、**予算要求書に『【特定物品】』と明記し、管財課が指定する様式に要求する全品目及び調達数量等を記載し、要求書と併せて提出すること。**
 - ウ 新聞、雑誌及び法令集（追録）等は特に精査し、節約の徹底を図ること。
 - エ **燃料費**については、別添「**施設保守経費・燃料費等の予算編成について**」の単価を参照すること。また、様式2号「**光熱水費・燃料費 明細書**」を必ず提出すること。
 - オ **食糧費**については、昨今の社会情勢を考慮して徹底した改善を図ること。
「雲仙市長」名による御樽（食糧費）、供花（消耗品費）等については、その会合等の所管課等で予算要求を行うこと。いずれの所管にも属さないものは政策企画課で計上すること。別添「**各種会合等に係る食糧費の取り扱い要領**」参照
 - カ **印刷製本費**については、市報への掲載などを活用し経費の節減に努めること。
 - キ **水道・下水道使用料、都市ガス使用料**は光熱水費に計上し、プロパンガスは燃料費に計上すること。様式2号「**光熱水費・燃料費 明細書**」を必ず提出。
別添「**平成24年度の水道料金について**」参照。
 - ク **修繕料**について、実績等を勘案し、適正な額を要求すること。
施設の修繕料に関しては、各施設の修繕料以外に、部局内の緊急時の対策として、主管課で予算を新たに設定する。（P.9の⑥、P.10の2－④）
- ⑥ **役務費**については以下のとおりとする。
- ア **通信運搬費**のうち郵便料、宅配料については、市民窓口課において一括要求するので、補助事業経費に該当するものを除いて、各部局においては要求しないものとする。（総合支所、教育委員会、市民福祉部については、部局で取りまとめて要求）
詳細は、別添「**通信運搬費に係る予算編成について**」を参照すること。

- イ 公用車の自賠責保険料及び自動車損害共済基金分担金（任意保険料）は、別添「施設保守経費・燃料費等の予算編成について」を参照のうえ、自動車保険料（12-05-001）に計上すること。
- ⑦ 委託料については以下のとおりとする。
アウトソーシングが求められる中ではあるが、安易に委託することは好ましくないため、見直しを行い削減を図ること。
- ⑧ 使用料及び賃借料について、新規のリース契約は財政課と事前協議すること。
 - ア 本庁（ふるさと会館を含む）のコピー使用料及びパフォーマンス料については管財課において計上する。その他施設については所管課で計上すること。
 - イ 再リース（レンタル）については、管財課と協議すること。
 - ウ リース及び土地等借上料については、財務会計システム入力時において積算欄に、必ず借上期間を入力すること。（入力例：契約期間 H19.4.1～H24.3.31）
- ⑨ 工事請負費については以下のとおりとする。
 - ア 新規事業については、必ず財政課と事前協議すること。
 - イ 用地取得及び補償費などを伴う事業については、「土地開発基金」の有効活用を考慮に入れ、買収等の見込があるものについて計上すること。
 - ウ エアコン等の物品（製品）金額が、直接工事費の概ね3分の2を超える場合は、備品購入費で計上すること。
- ⑩ 備品購入費については以下のとおりとする。
 - ア 原則として、使用に耐えない買い換え備品のみとする。
 - イ 予算要求は、全ての備品について担当課で要求するものとする。
- ⑪ 負担金、補助及び交付金については以下のとおりとする。
 - ア 「雲仙市補助金等の見直し基本方針・基準」及び「雲仙市補助金の事務執行手引き」に基づき、見直し対象となる補助金については、例に当てはめ評価基準に基づき「継続」「廃止」等の見直しを行い、「継続」等となった補助金については、適正な補助対象経費の把握に努めるものとする。
 - イ 会議・研修会参加負担金（懇親会負担金を除く）及び講習会受講料は負担金で計上すること。
 - ウ 市が任意で所属し負担金を支出している協議会等の団体については、所属することの利点等を改めて検証し、退会も含め検討すること。
- ⑫ その他
 - ア 予算要求にあたっては、毎年全世帯に配布している『知っておきたい雲仙市のしごと』等で市民の皆様へ公開することを前提に、積算を確実に行うとともに、様式1号にて、事業目的、必要性、緊急性、事業効果など明確にすること。
 - イ 贈答品等（記念品、提供品等）の予算計上については、別添「贈答品等に係る予算科目執行基準」を参照すること。
 - ウ 新たに契約を予定する長期継続契約については、別添「長期継続契約の予算について」を参照し、予算要求書提出時に協議書を併せて提出すること。
 - エ 複数年契約（長期継続契約、債務負担など）による契約期間満了に伴い再契約を締結する場合の契約期間は、原則として会計年度（単年度）末までとする。

5 特別会計に関する事項

- ① 特別会計については、一般会計の予算編成方針に準ずることとするが、それぞれの会計の設置目的に沿って、年間所要額を見積もること。
- ② 独立採算の原則を堅持し、経営の合理化、効率化に徹し、経費の節減合理化に努めること。

6 注意事項

① 提出様式等

- ア 要求にあたっては積算内訳（数量等）を必ず入力のこと。
- イ 歳入を入力する際、特定財源（一般財源以外）にあつては、必ず充当先を入力すること。（充当先が2以上ある場合は、更新ボタンを押した後、再度入力すると2行で表示されるので確認すること。）
- ウ 予算書の歳出事項別明細書の説明欄は中事業名を表示しているため、新たに中事業を設定する場合は、既定の事業名などを参考に、分かりやすい表現を心掛けること。
- エ 予算科目の新設については、別紙「予算科目新設申請書（予算編成用）」により申請すること。尚、混雑を避けるため申請締切を下記のとおりとしますので期日厳守のこと。
- オ 『予算要求枠』における要求額については、部局等単位の要求枠の額内で調整の上（枠内に収めた上で）、要求書を提出すること。
- カ 算定根拠（見積書等）は簡略かつ確実に添付すること。
- キ 以下の付属調書を必ず提出すること。
特に様式1号については、市長・副市長査定時に使用するほか、記者発表資料や予算説明書等の参考資料として活用しますので、詳細な入力をお願いします。
- a 様式1号 予算要求資料（通常の維持管理費及び人件費を除く全ての中事業）
- b 様式2号 光熱水費・燃料費 明細書（該当がある中事業のみ）

② 査定等日程

ア	入力可能日	平成23年10月31日（月）から
イ	科目新設申請	平成23年11月18日（金）17時まで
ウ	要求書提出期限	平成23年11月22日（火）17時まで
エ	担当査定日程	平成23年11月24日～
オ	課長査定日程	平成23年12月 9日～
カ	部長査定日程	平成23年12月16日～
キ	副市長査定日程	平成24年 1月11日～
ク	市長査定日程	平成24年 1月19日～

} 予定

③ その他

予算要求書等については、課単位で綴じ、部局で取りまとめて提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 部局長が決裁した鑑の写し | 1部 |
| (2) 歳入予算要求書 | 2部 |
| (3) 歳出予算要求書（中事業ごとに、付属調書様式1・2号を添付） | 2部 |
| (4) 継続費見積書（予算規則様式第3号） | 1部 |
| (5) 債務負担行為に関する見積書（予算規則様式第5号） | 1部 |
| (6) 添付資料（見積書、図面、写真など） | 1部 |
| (7) 部局集計表（〇〇〇部） | 1部 |

※ (3)の歳出予算要求書の添付順番は、

- ① 付属調書様式1号
- ② 付属調書様式2号（添付しなければならない時のみ）
- ② 歳出予算要求書（事業説明）
- ③ 歳出予算要求書（明細）

※ (6)添付資料は別綴じとし、予算要求書の順番に合わせて製本のうえ、ページ番号（通し番号）を付すこと。

7 その他（各項まとめ分）

① 一元管理を行うもの

管理をする課	管理するもの
管 財 課	消耗品費（共通物品に限る、別添一覧表参照） （補助金等の対象分は所管課で計上・支出、ただし発注は管財課）
	公用車の修理代（車検代、保険料、車検時修理代を除く） ただし、特別会計についてはそれぞれ計上のこと
	通信運搬費（本庁・総合支所の電話料に限る） （補助金等の対象分は所管課で計上、管財課より所管課へ請求）
	使用料及び賃借料（本庁のコピーパフォーマンス料、機器借上料に限る） （補助金等の対象分は所管課で計上、管財課より所管課へ請求）
市民窓口課	通信運搬費（郵便料、宅配料に限る。）
人 事 課	報酬、報償費及び賃金（統一単価表）、旅費
行革推進室	パソコン関係費用（修繕、ウイルス対策、更新費用に限る） （特殊システム及びソフト費用は所管課で計上）

② 食糧費、会議負担金の執行基準

（別添『各種会合等に係る食糧費の取り扱いについて』参照）

ア 食糧費にかかる出席人数基準

相手方の人員	市側（3役除く）
1～3人	1名以内
4～6人	2名以内
7人以上	3名以内

※ 職員のお茶、昼食は原則
公費支出しない。

イ 懇親会、昼夕食等単価表

区 分	1人当たり単価
昼 食	800円以内
夕 食	5,000円以内
茶菓子（お茶を含む）	200円以内
お茶	150円以内
お茶の葉	210円/100g以内
御樽	4,000円/2本以内

ウ 会議負担金

区分	1人当たり単価	備 考
懇親会等出席者負担金	5,000円以内	原則として11節 食糧費に計上

「インセンティブ予算制度」実施要領

1 インセンティブ制度導入の目的

地方自治体の行財政運営は危機的状況にあり、年度ごとに深刻になってきている。

今後、さらに厳しくなることが予想される中、本市においても同じ状況であり、これを改善するためには、予算編成だけではなく、予算執行段階においても創意工夫による経費の節減、収入の確保及び増収を図り、それを評価することによって、職員のモチベーションを高め、コスト意識の向上を推進することを目的とする。

2 趣 旨

平成23年度予算の執行段階において、市民サービスを低下させずに、職員の自発的な創意工夫によって事業経費の節減や収入の増加を図った部局に対し、その捻出経費の一部を平成25年度予算において追加配分する。

3 実施方法

(1)対象とする取組

一般会計で、平成23年度予算の執行段階において具体的に財源効果を上げたものとし、経費の性質や内容、金額は限定しない。

【想定される具体的な取組の例示】

ア 歳 入

- ・手法の改善による収納率の向上
- ・使用料手数料等の増収または新たな収入の確保（有料広告収入及びネーミングライツを除く。）など

イ 歳 出

- ・事務事業の整理・統合による経費縮減
- ・パンフレットなど印刷物の仕様の見直しや整理・統合
- ・委託業務の仕様や契約手法の見直し
- ・工事等の工法の見直し
- ・市民との協働手法の活用による見直し
- ・より一層安価な手法の採用
- ・臨時職員及び嘱託職員の雇用期間の減 など

(2)対象としない取組

趣旨に合致しない次のような取組は対象としない。

- ア 外的な要因等により特段の創意工夫がなくても達成できたものや、単なる入札差金のような自然増及び自然減

- イ 市民サービスが低下（実施回数の減等）するなど、予算編成時の事業目的や効果を達成できなかったもの
- ウ 市長等の政策判断により事業を廃止、縮小、変更したもの
- エ 予算計上額を、過大又は過小に見積もっていたと認められるもの

(3)対象とする額(効果額)

- ア 歳出の場合は一般財源ベースとし、その経費の節減額を対象費とする。
ただし、その新たな取組に伴う経費の増加分及び関係する特定財源を控除した額。
- イ 歳入の場合は新たな取組による収入の増加額とする。
- ウ 歳出における節減額をやむを得ず流用しなければならない場合は、流用し執行した額を効果額から控除することとする。

(4)報告方法

各部局は、平成23年度の予算執行段階で行ったインセンティブ対象とする創意工夫について、部局ごと、事務事業ごとに報告書（様式1及び2）を作成し、財政課へ提出する。

(5)評価方法

- 次の順序により評価を行うものとする。
- ア 報告書提出時において、別紙評価基準に基づき、まず、各課取りまとめを行い、所管部局長又は支所長が1次評価を行うものとする。なお、この際、部局内での相互的な評価を行うよう留意すること。
- イ 2次評価は総務部長が行い、市長の承認を得て評価を確定する。

(6)付与する額

創意工夫の度合いによって別に定める付与率を、効果額に乗じて算出する。
また、1事業当たりの付与限度額は5,000千円とする。
ただし、多大な効果をもたらした事業については、総務部長の判断のもと検討する。
なお、充当した事業は次年度の予算編成において、充当後の額を査定やシーリングの対象とする。

(7)付与の方法

平成25年度予算の各部への枠配分時に上乗せして配分する。
なお、財政状況に応じて財政課の判断のもと、平成25年度に付与せず、平成26年度以降に付与することもある。
また、付与額確定後であれば、事業内容によって、平成25年度への付与を行わず、計画などの状況に応じて次年度以降まで貯めて付与することを認めることとする。

(8)付与額の充当先

原則として、自発的な創意工夫を行った課（班）の市民サービスの向上につながる事業（新たに事業を立ち上げる場合のほか、市民サービスを低下させないために既存の事業に充当することも含む。）に充当するものとし、ある程度の自由裁量を認め、予算要求時に充当先の報告を求めることとする。

また、内部管理的経費などへの充当は認められないが、旅費は事業そのものと認められる場合のみ充当可とする。

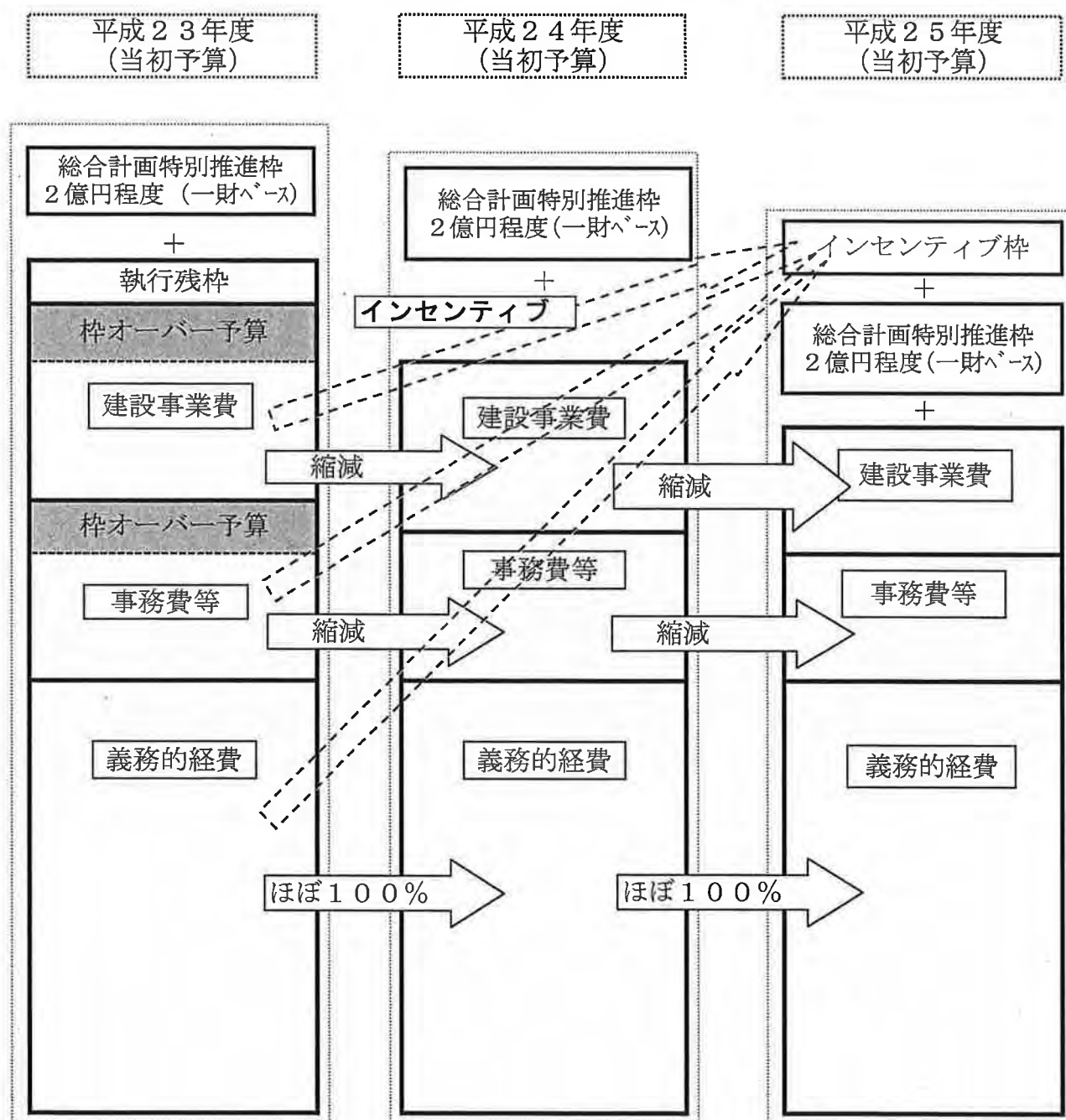
ただし、200千円を限度に市民サービスの向上につながる事務事業を調査・検討するための国内視察旅費等に充当できることとする。

なお、この場合、視察結果の部内報告会を開催するなど、成果を他の関係する職員も共有できる機会を年度内に必ず設けることとする。

(9)その他

この要領に定めのない事項は、その都度総務部長が決定する。

平成25年度予算枠フロー図



資料1 歳入歳出の状況(一般会計)

(1) 歳入

区 分	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	平成21年度 当初予算額	平成22年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	増 構成割 合(%)	増					減					増					減					率				
	A	B	C	D	E		20	B-A	F	21	C-B	G	22	D-C	H	23	E-D	I	20	F/A	21	G/B	22	H/C	23	I/D					
1 地方税	3,647,265	3,592,212	3,428,098	3,423,687	3,474,977	12.9	△ 55,053	△ 164,114	△ 4,411	△ 51,290	△ 7,774	△ 9,698	△ 103.8	△ 23.6	△ 55.0	59.1	74.3	△ 9.1	△ 1.5	△ 4.6	△ 0.1	△ 1.5	△ 6.9	△ 2.6	△ 55.0						
2 地方譲与税	347,700	359,177	323,574	301,115	293,341	1.1	△ 11,477	△ 35,603	△ 22,459	△ 7,774	△ 9,698	△ 103.8	△ 23.6	△ 55.0	59.1	74.3	△ 9.1	△ 1.5	△ 4.6	△ 0.1	△ 1.5	△ 6.9	△ 2.6	△ 55.0							
3 利子割交付金	16,092	11,322	23,071	17,629	7,931	0.0	△ 4,770	△ 11,749	△ 5,442	△ 9,698	△ 103.8	△ 23.6	△ 55.0	59.1	74.3	△ 9.1	△ 1.5	△ 4.6	△ 0.1	△ 1.5	△ 6.9	△ 2.6	△ 55.0	59.1							
4 配当割交付金	4,119	6,906	6,772	1,751	2,786	0.0	2,787	△ 134	△ 5,021	1,035	△ 479	△ 3.0	△ 9.1	△ 1.5	△ 4.6	△ 0.1	△ 1.5	△ 6.9	△ 2.6	△ 55.0	59.1	74.3	△ 9.1	△ 1.5							
5 株式等譲渡所得割交付金	5,357	5,264	1,166	645	1,124	0.0	△ 93	△ 4,098	△ 521	479	△ 37,551	1.6	△ 5.9	3.0	△ 9.1	△ 1.5	△ 4.6	△ 0.1	△ 1.5	△ 6.9	△ 2.6	△ 55.0	59.1	74.3							
6 地方消費税交付金	419,500	426,157	400,910	412,828	375,277	1.4	6,657	△ 25,247	11,918	△ 37,551	1.6	△ 5.9	3.0	△ 9.1	△ 1.5	△ 4.6	△ 0.1	△ 1.5	△ 6.9	△ 2.6	△ 55.0	59.1	74.3	△ 9.1							
7 ゴルフ場利用税交付金	22,019	11,978	14,275	10,990	10,698	0.0	△ 10,041	2,297	△ 3,285	△ 292	△ 45.6	19.2	△ 23.0	△ 2.7	△ 2.4	△ 2.4	△ 2.4	△ 2.4	△ 2.4	△ 2.4	△ 2.4	△ 2.4	△ 2.4	△ 2.4							
8 自動車取得税交付金	104,038	110,735	64,594	61,744	63,206	0.2	6,697	△ 46,141	△ 2,850	1,462	△ 41.7	△ 4.4	2.4	84.8	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3							
9 地方特例交付金	37,645	27,974	40,429	42,443	78,421	0.3	△ 9,671	12,455	2,014	35,978	△ 25.7	44.5	5.0	84.8	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3							
10 地方交付税	9,761,307	10,215,025	10,440,784	10,440,824	10,682,365	39.6	453,718	225,759	40	241,541	4.6	2.2	0.0	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4							
(1) 普通交付税	9,361,307	9,915,025	10,140,784	10,140,824	10,382,365	38.5	553,718	225,759	40	241,541	5.9	2.3	0.0	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4							
(2) 特別交付税	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	1.1	△ 100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
11 交通安全対策特別交付金	6,669	6,418	6,382	6,537	6,072	0.0	△ 251	△ 36	155	△ 465	△ 3.8	△ 0.6	2.4	△ 7.1	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3							
12 分担金・負担金	323,994	348,157	329,701	319,387	333,280	1.2	24,163	△ 18,456	△ 10,314	13,893	7.5	△ 5.3	△ 3.1	4.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2							
13 使用料・手数料	320,387	263,053	221,103	216,074	220,770	0.8	△ 57,334	△ 41,950	△ 5,029	4,696	△ 17.9	△ 15.9	△ 2.3	2.2	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8							
14 国庫支出金	2,033,166	2,107,559	2,429,672	3,108,772	3,538,631	13.1	74,393	322,113	679,100	429,859	3.7	15.3	28.0	7.9	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6							
15 県支出金	2,687,839	1,829,562	1,723,873	2,152,470	2,322,268	8.6	△ 858,277	△ 105,689	428,597	169,798	△ 31.9	△ 5.8	24.9	7.9	66.4	66.4	66.4	66.4	66.4	66.4	66.4	66.4	66.4	66.4							
16 財産収入	69,214	68,146	58,975	95,644	115,313	0.4	△ 1,068	△ 9,171	36,669	19,669	△ 1.5	△ 13.5	62.2	20.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6							
17 寄付金	2,138	11,900	3,002	602	1,002	0.0	9,762	△ 8,898	△ 2,400	400	456.6	△ 74.8	△ 79.9	66.4	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6							
18 繰入金	1,764,953	1,963,109	1,450,362	1,426,041	1,506,228	5.6	198,156	△ 512,747	△ 24,321	80,187	11.2	△ 26.1	△ 1.7	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6							
19 繰越金	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
20 諸収入	177,014	172,742	288,985	573,757	464,130	1.7	△ 4,272	116,243	284,772	109,627	△ 2.4	67.3	98.5	19.1	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2							
21 地方債	3,764,800	3,893,800	3,868,800	3,163,600	3,326,900	12.3	129,000	△ 25,000	△ 705,200	163,300	3.4	△ 0.6	△ 18.2	5.2	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1							
うち合併特例債	2,278,000	2,430,400	2,193,900	1,281,600	1,449,100	5.4	152,400	△ 236,500	△ 912,300	167,500	6.7	△ 9.7	△ 41.6	13.1	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6							
うち臨時財政対策債	994,000	804,600	1,124,600	1,461,300	1,000,000	3.7	△ 189,400	320,000	336,700	461,300	△ 19.1	39.8	29.9	31.6	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0							
合計	25,665,216	25,581,196	25,274,528	25,926,540	26,974,720	100.0	△ 84,020	△ 306,668	652,012	1,048,180	△ 0.3	△ 1.2	2.6	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0							

資料2

(2) 性質別歳出

区 分	(2)性質別支出																	
	平成19年度 当初予算額		平成20年度 当初予算額		平成21年度 当初予算額		平成22年度 当初予算額		平成23年度 当初予算額		増			減			率	
	A	B	C	D	E	20 B-A	21 C-B	22 D-C	23 E-D	20 F/A	21 G/B	22 H/C	23 I/D					
1 人件費	4,133,204	4,085,945	4,166,818	4,265,899	4,263,625	△ 47,259	80,873	99,081	△ 2,274	△ 1.1	2.0	2.4	△ 0.1					
2 扶助費	4,117,088	4,242,984	4,184,426	4,939,601	5,538,099	125,896	△ 58,558	755,175	598,498	3.1	△ 1.4	18.0	12.1					
3 公債費	4,008,537	4,565,867	4,067,239	4,092,288	3,925,656	557,330	△ 498,628	25,049	△ 166,632	13.9	△ 10.9	0.6	△ 4.1					
4 物件費	2,396,069	2,320,598	2,282,103	2,493,629	2,701,368	△ 75,471	△ 38,495	211,526	207,739	△ 3.1	△ 1.7	9.3	8.3					
5 維持補修費	97,206	89,504	86,854	66,033	62,375	△ 7,702	△ 2,650	△ 20,821	△ 3,658	△ 7.9	△ 3.0	△ 24.0	△ 5.5					
6 補助費等	3,032,358	3,533,265	3,470,251	3,914,554	4,040,812	500,907	△ 63,014	444,303	126,258	16.5	△ 1.8	12.8	3.2					
7 積立金	834,385	1,036,087	1,036,041	55,858	100,357	201,702	△ 46	△ 980,183	44,499	24.2	0.0	△ 94.6	79.7					
8 投資及び出資金	150	1,426	0	0	0	1,276	△ 1,426	0	0	850.7	△ 100.0	-	-					
9 貸付金	10,000	20,000	26,000	326,500	713,777	10,000	6,000	300,500	387,277	100.0	30.0	1,155.8	118.6					
10 繰出金	2,572,765	2,147,056	2,262,471	2,203,493	2,340,205	△ 425,709	115,415	△ 58,978	136,712	△ 16.5	5.4	△ 2.6	6.2					
11 前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
12 普通建設事業費	4,427,128	3,489,467	3,645,979	3,527,491	3,248,984	△ 937,661	156,512	△ 118,488	△ 278,507	△ 21.2	4.5	△ 3.2	△ 7.9					
(1) 補助事業費	1,590,395	972,825	1,077,906	1,190,765	851,463	△ 617,570	105,081	112,859	△ 339,302	△ 38.8	10.8	10.5	△ 28.5					
(2) 国直轄事業負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(3) 単独事業費	2,836,733	2,516,642	2,568,073	2,336,726	2,397,521	△ 320,091	51,431	△ 231,347	60,795	△ 11.3	2.0	△ 9.0	2.6					
13 災害復旧事業費	21,326	25,184	21,796	21,194	19,462	3,858	△ 3,388	△ 602	△ 1,732	18.1	△ 13.5	△ 2.8	△ 8.2					
(1) 補助事業費	1,233	0	0	0	0	△ 1,233	0	0	0	△ 100.0	-	-	-					
(2) 国直轄事業負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(3) 単独事業費	20,093	25,184	21,796	21,194	19,462	5,091	△ 3,388	△ 602	△ 1,732	25.3	△ 13.5	△ 2.8	△ 8.2					
14 失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(1) 補助事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(2) 単独事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
15 その他(予備費)	15,000	23,813	24,550	20,000	20,000	8,813	737	△ 4,550	0	58.8	3.1	△ 18.5	-					
合計	25,665,216	25,581,196	25,274,528	25,926,540	26,974,720	△ 84,020	△ 306,668	652,012	1,048,180	△ 0.3	△ 1.2	2.6	4.0					

資料3

(3) 目的別歳出

(単位:千円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		一財の伸び率(対18年)			
	当初予算額	内 一 財 A	当初予算額	内 一 財 B	当初予算額	内 一 財 C	当初予算額	内 一 財 D	当初予算額	内 一 財 E	20	21	22	23
											(B-A)/A	(C-A)/A	(D-A)/A	(E-A)/A
1 議会費	252,050	252,031	245,036	245,020	237,038	237,038	226,444	226,428	301,660	301,643	△ 2.8	△ 5.9	△ 10.2	19.7
2 総務費	3,919,655	2,885,281	4,157,107	2,930,102	4,099,491	2,889,070	3,220,826	2,923,382	3,176,780	2,896,193	1.6	0.1	1.3	0.4
3 民生費	6,777,195	3,646,334	7,019,938	3,715,766	6,952,448	3,673,049	7,783,926	3,764,898	8,491,264	3,878,554	1.9	0.7	3.3	6.4
4 衛生費	1,757,136	1,628,918	1,572,161	1,472,456	1,722,226	1,618,001	1,987,821	1,821,354	2,392,386	1,920,597	△ 9.6	△ 0.7	11.8	17.9
5 労働費	51,522	14,057	12,115	10,953	12,863	11,677	10,403	10,403	60,988	33,088	△ 22.1	△ 16.9	△ 26.0	135.4
6 農林水産業費	2,661,508	999,634	1,773,330	1,020,629	1,681,593	1,005,674	1,782,779	980,047	1,848,285	879,876	2.1	0.6	△ 2.0	△ 12.0
7 商工費	211,684	198,241	311,365	279,172	328,156	295,248	788,290	399,193	1,106,068	258,214	40.8	48.9	101.4	30.3
8 土木費	2,727,628	1,175,820	2,608,764	1,155,623	2,781,284	1,274,658	2,599,335	1,290,759	2,441,049	1,266,067	△ 1.7	8.4	9.8	7.7
9 消防費	1,176,724	889,162	1,328,894	892,814	1,061,387	873,039	1,141,305	877,556	946,366	878,960	0.4	△ 1.8	△ 1.3	△ 1.1
10 教育費	2,055,728	1,471,919	1,905,917	1,415,701	2,248,027	1,523,563	2,215,474	1,448,686	2,208,292	1,349,822	△ 3.8	3.5	△ 1.6	△ 8.3
11 災害復旧費	50,849	50,849	56,889	56,889	58,223	58,223	57,635	57,635	55,910	55,910	11.9	14.5	13.3	10.0
12 公債費	4,008,537	2,628,185	4,565,867	3,000,330	4,067,242	2,976,809	4,092,302	3,001,869	3,925,672	2,835,219	14.2	13.3	14.2	7.9
13 諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
14 前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
15 予備費	15,000	15,000	23,813	23,813	24,550	24,550	20,000	20,000	20,000	20,000	58.8	63.7	33.3	33.3
合 計	25,665,216	15,855,431	25,581,196	16,219,268	25,274,528	16,460,599	25,926,540	16,822,210	26,974,720	16,574,143	2.3	3.8	6.1	4.5

資料4

(1) 基金の状況

(単位:千円)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度(見込み)		
	積立金 F	取崩額 G	未現在高 H	積立金 I	取崩額 J	未現在高 K	積立金 L	取崩額 M	未現在高 N	積立金 O	取崩額 P	未現在高 Q	積立金 R	取崩額 S	未現在高 T
財政調整基金	3,121	0	1,261,357	6,432	0	1,267,789	3,294	0	1,271,083	2,243	0	1,273,326	1,097	400	1,274,023
減債基金	63,967	0	4,668,046	129,680	0	4,797,726	762,274	0	5,560,000	1,307,728	0	6,867,728	96,640	1,000	6,963,368
小 計	67,088	0	5,929,403	136,112	0	6,065,515	765,568	0	6,831,083	1,309,971	0	8,141,054	97,737	1,400	8,237,391
その他特定目的基金	903,644	36,086	4,586,942	1,210,635	51,020	5,746,557	1,116,852	135,144	6,728,265	879,452	19,334	7,588,383	26,940	106	7,615,217
合 計	970,732	36,086	10,516,345	1,346,747	51,020	11,812,072	1,882,420	135,144	13,559,348	2,189,423	19,334	15,729,437	124,677	1,506	15,852,608

(2) 起債残高の状況

(単位:千円)

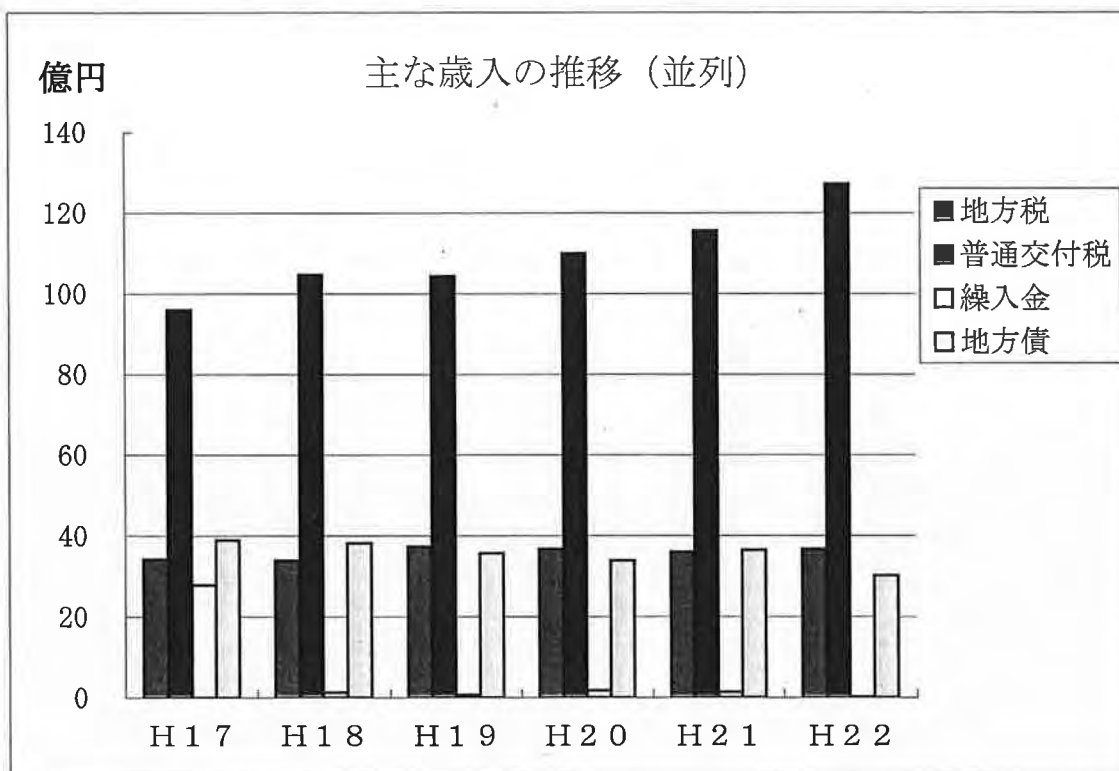
区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度(見込み)		
	借入額 F	償還額 G	未残高 H	借入額 I	償還額 J	未残高 K	借入額 L	償還額 M	未残高 N	借入額 O	償還額 P	未残高 Q	借入額 R	償還額 S	未残高 T
起 債 (一般会計)	3,568,600	3,939,972	31,799,849	3,383,900	3,977,810	31,205,939	3,647,600	4,053,875	30,799,664	3,019,300	4,328,649	29,490,315	3,130,315	4,052,208	28,568,422
対前年比			98.8			98.1			98.7			95.7			92.8
対H16年 比			102.3			100.4			99.1			94.9			91.9

資料5 歳入（抜粋）

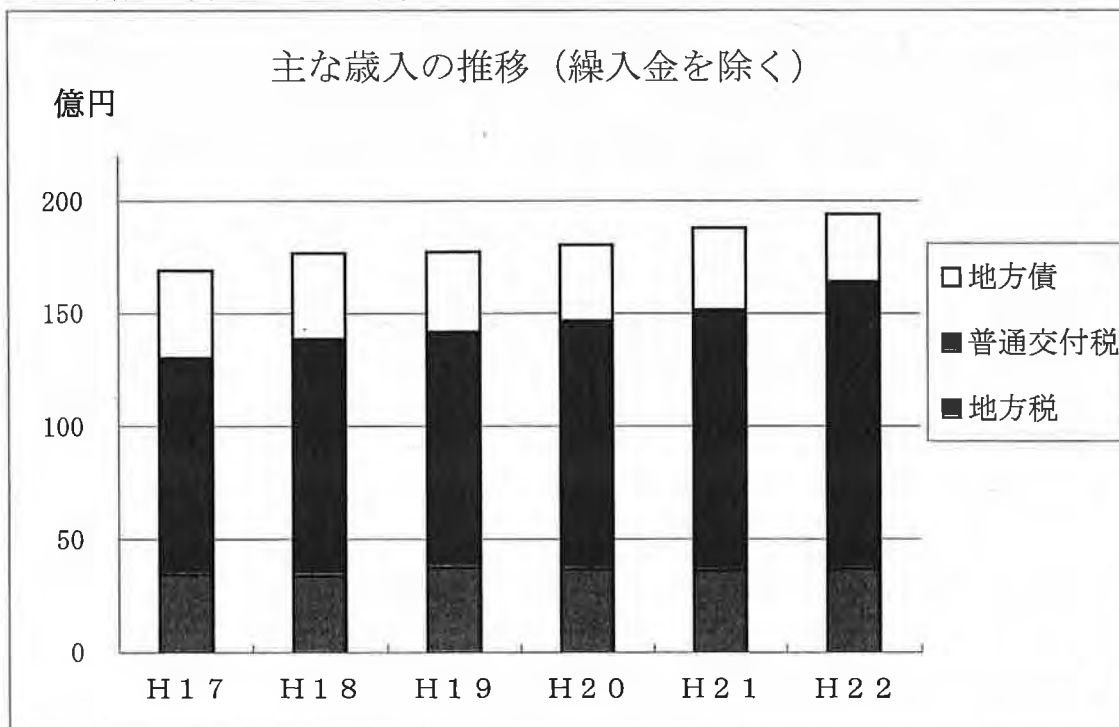
※ 決算統計より

百万円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
地 方 税	3,418	3,387	3,730	3,668	3,594	3,672
普 通 交 付 税	9,595	10,465	10,430	10,992	11,552	12,717
繰 入 金	2,782	125	65	175	136	19
地 方 債	3,890	3,823	3,569	3,384	3,648	3,019
計	19,685	17,800	17,794	18,219	18,930	19,427



※ 平成18年度より生活保護が県より移管されたことにより、交付税算入された

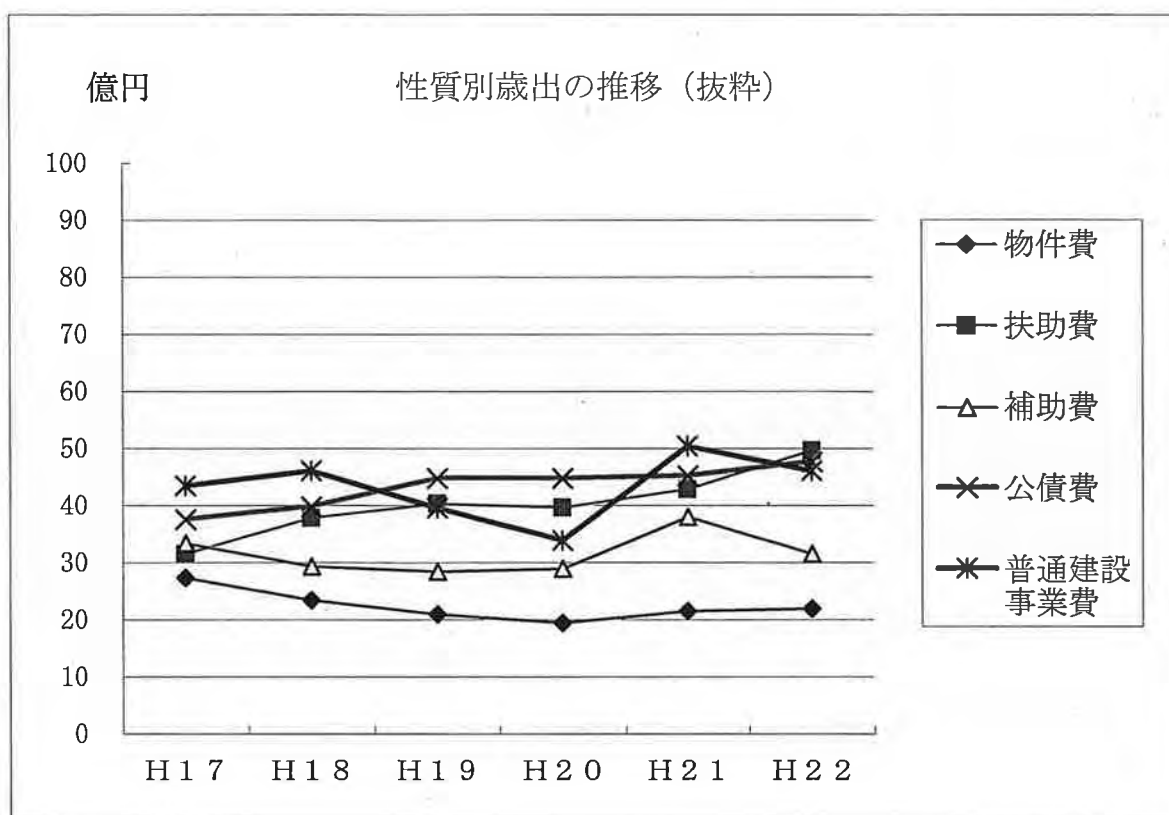


資料6 性質別歳出（抜粋）

※ 決算統計より

百万円

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
物 件 費	2,723	2,327	2,080	1,930	2,138	2,182
扶 助 費	3,139	3,766	4,016	3,946	4,266	4,948
補 助 費	3,337	2,936	2,843	2,893	3,801	3,151
公 債 費	3,756	3,978	4,475	4,477	4,519	4,765
普通建設事業費	4,335	4,595	3,939	3,370	5,023	4,593
計	17,290	17,602	17,353	16,616	19,747	19,639



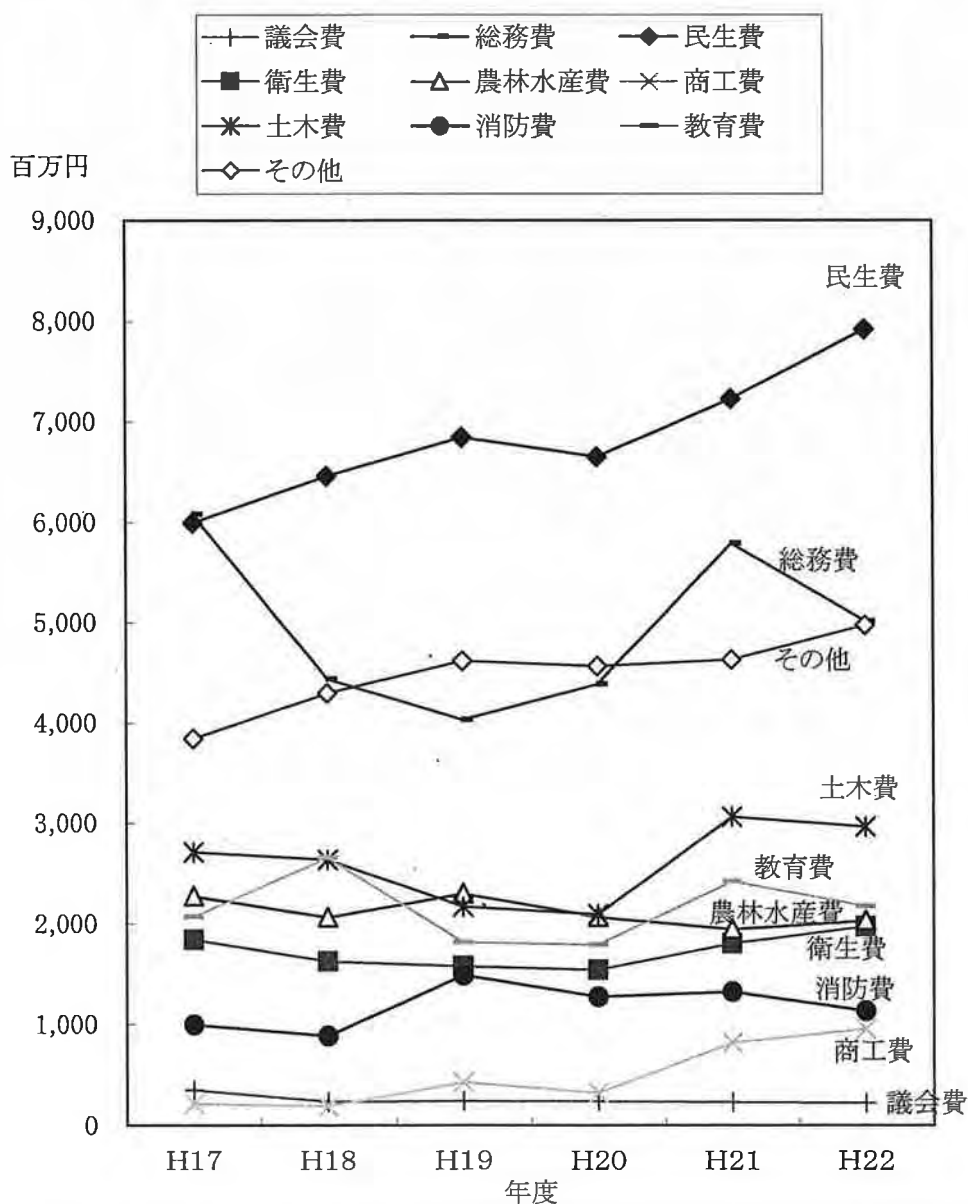
資料7 目的別歳出（抜粋）

※ 決算統計より

百万円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
議会費	347	232	240	236	226	221
総務費	6,072	4,429	4,024	4,380	5,783	5,008
民生費	5,986	6,453	6,839	6,643	7,220	7,914
衛生費	1,834	1,618	1,569	1,533	1,795	1,966
農林水産費	2,272	2,059	2,297	2,065	1,943	2,029
商工費	211	188	424	318	813	950
土木費	2,706	2,628	2,161	2,085	3,056	2,955
消防費	993	879	1,483	1,269	1,316	1,130
教育費	2,062	2,649	1,811	1,786	2,413	2,169
その他	3,833	4,286	4,610	4,558	4,622	4,966
計	26,316	25,421	25,458	24,873	29,187	29,308

目的別歳出の推移（抜粋）



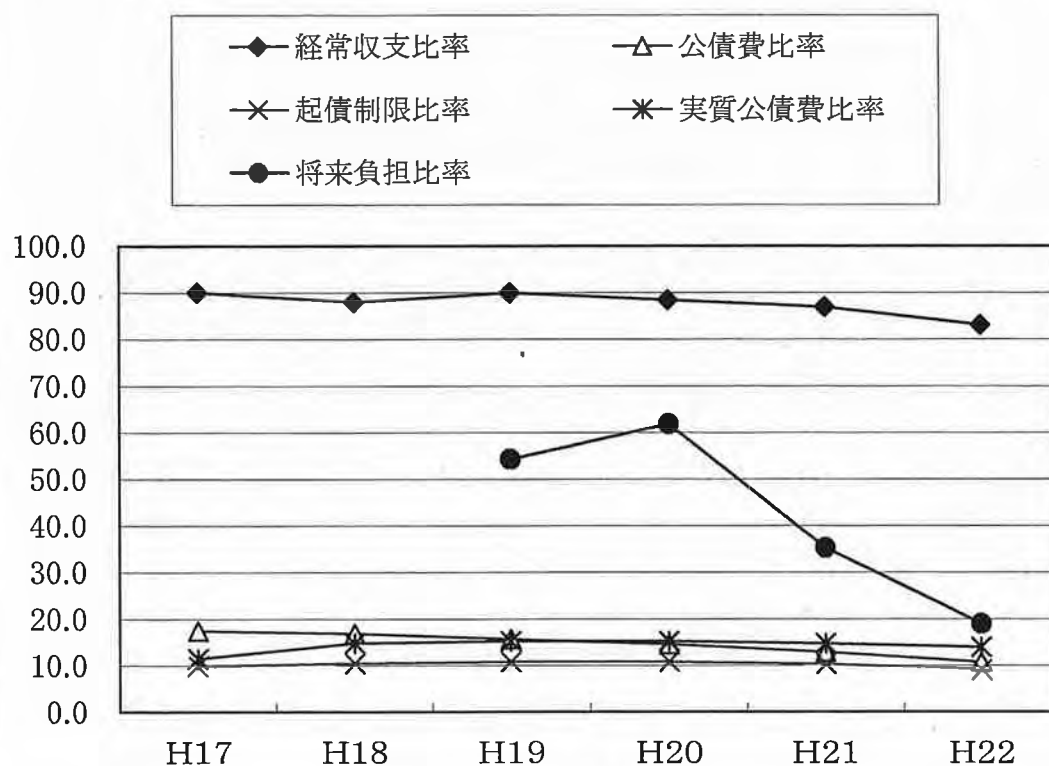
資料 8 各種財政指数の状況

※ 決算統計より

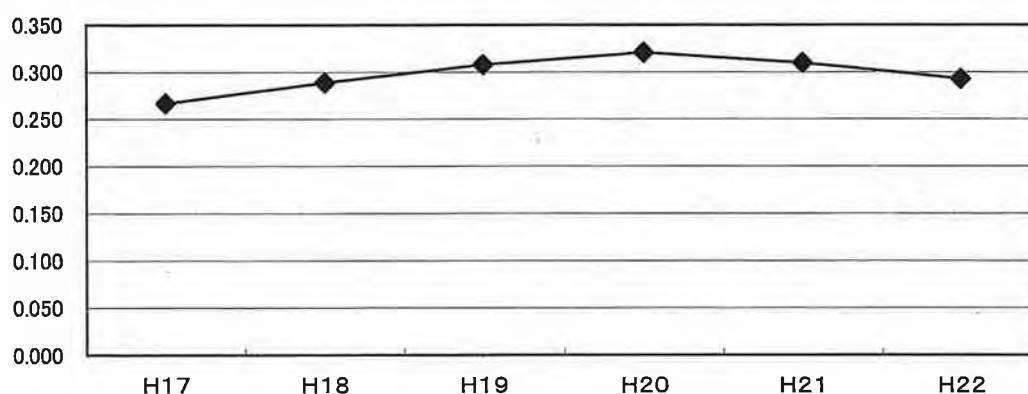
(%)

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
経常収支比率	89.9	87.8	89.8	88.3	86.8	82.9
財政力指数	0.266	0.288	0.307	0.320	0.309	0.292
公債費比率	17.2	16.7	15.4	14.3	12.7	10.5
起債制限比率	9.8	10.3	10.7	10.7	10.2	8.9
実質公債費比率	11.3	14.6	15.0	15.0	14.5	13.7
将来負担比率			54.1	61.7	35.1	18.8
実質赤字比率			—	—	—	—
連結実質赤字比率			—	—	—	—

各種財政指数



財政力指数



平成 24 年度 一般 会計 当初 予算査定資料・復活要求書【市長・副市長・総務部長】(単位：千円)														
課名	予算科目		事業名	予算額		財源内訳					事業区分	地区	総合計画	
	款	項		要求額 A	査定額 B	増減額 B-A	復活要求額	国	県	起債			その他	一般財源
														#N/A
	事業	大												
1 事業目的 (総合計画特別推進枠の場合) (政策) (主要施策)														
2 事業概要														
3 要求理由 (事業効果・執行残の内容)														
事業概要														
使財欄課														

(別紙)

復活要求資料（当初予算）

復活要求額の算出基礎

	当初要求額	査定額	復活要求額
13節委託料	500,000 円	300,000 円	200,000 円
設計監理委託料	299,500 円	299,500 円	
補償費算定委託料	199,600 円	0 円	199,600 円
15節工事請負費	3,000,000 円	2,500,000 円	500,000 円
工事請負費 舗装工L=5m、擁壁工	2,999,800 円	2,499,800 円	500,000 円
17節公有財産購入費	500,000 円	500,000 円	円
土地購入費A=200㎡（畑100㎡、雑種地100㎡）	499,800 円	499,800 円	円
22節補償、補填及び賠償金	500,000 円	500,000 円	円
補償金（立木補償5本、電柱移転1件）	500,000 円	500,000 円	円
	4,500,000 円	3,800,000 円	700,000 円

※復活要求書と併せて提出してください。

平成○年度 一般 会計 当初 予算査定資料 (総合計画・ゼロ・インセンティブ・通常) 復活要求書 【市長・副市長・総務部長】 (単位:千円)

課名	予算科目	事業名	予算額		財源内訳				事業区分	地区	総合計画											
			要求額	A	国	県	起債	その他			一般財源	前年度当初予算額	番号	基本方針								
農林水産課	6	○○○○○○事業	要求額	50,000																		
	1		査定額	B																		
	3		増減額	B-A	△ 50,000	0	0	0	△ 50,000	50,000												
	事業大		復活要求額						0													
2	20																					
1 事業目的 (総合計画特別推進枠の場合) (政策) 足腰の強い農林業の推進 (主要施策) 農林業基盤整備の推進																						
・やる気のある農業者等の創意と工夫に基づき提案型の事業計画を支援 ・地域農業に変革をもたらし、これからの地域農業を牽引していくアグリビジネスの創出を推進																						
2 事業概要																						
①事業主体 雲仙市内の農林業者の組織する団体、認定農業者、農業法人等																						
②事業期間 平成○○年度																						
③事業内容 提案型事業(ハード・ソフト)																						
<table><tr><td>ハード事業</td><td>補助率</td><td>70%以内</td><td>補助限度額</td><td>1事業主体当たり20,000千円以内</td></tr><tr><td>ソフト事業</td><td>定額</td><td></td><td></td><td>1事業主体当たり5,000千円以内</td></tr></table>													ハード事業	補助率	70%以内	補助限度額	1事業主体当たり20,000千円以内	ソフト事業	定額			1事業主体当たり5,000千円以内
ハード事業	補助率	70%以内	補助限度額	1事業主体当たり20,000千円以内																		
ソフト事業	定額			1事業主体当たり5,000千円以内																		
3 要求理由 (事業効果・執行残の内容)																						
加工、流通、情報及び交流等の分野にも積極的に進出することにより、創造的で付加価値の高い農産物の生産や雇用創出等経済効果を生みだす。																						
<table><tr><td>具体事例</td><td>経済効果</td><td>目標値</td></tr><tr><td>○○○加工品の生産・販売</td><td>販売収入 雇用</td><td>○○○千円 ○○人</td></tr></table>													具体事例	経済効果	目標値	○○○加工品の生産・販売	販売収入 雇用	○○○千円 ○○人				
具体事例	経済効果	目標値																				
○○○加工品の生産・販売	販売収入 雇用	○○○千円 ○○人																				
使財用政欄課																						

(総合計画) ゼロ・インセンティブ・通常)

平成 ○ 年度 一般 会計 当初 予算査定資料・復活要求書 【市長・副市長・総務部長】 (単位：千円)

課名	予算科目	事業名	予算額		財源内訳				事業区分	地区	総合計画	
			要求額 A	50,000	国	県	起債	一般財源			番号	基本方針
農林水産課	6	○○○○○事業	査定額 B					50,000				
	1		増減額 B-A	△ 50,000	0	0	0	0	△ 50,000			
	3		復活要求額						0			
	2											力強い産業と仕事づくり

1 事業目的 (総合計画特別推進枠の場合) (政策) 足腰の強い農林業の推進 (主要施策) 農林業基盤整備の推進

- ・やる気のある農業者等の創意と工夫に基づく提案型の事業計画を支援
- ・地域農業に変革をもたらし、これからの地域農業を牽引していくアグリビジネスの創出を推進

2 事業概要

- ①事業主体 雲仙市内の農林業者の組織する団体、認定農業者、農業法人等
- ②事業期間 平成○○年度
- ③事業内容 提案型事業(ハード・ソフト)

ハード事業	補助率	70%以内	補助限度額	1事業主体当たり20,000千円以内
ソフト事業		定額		1事業主体当たり5,000千円以内

3 要求理由 (事業効果・執行残の内容)

加工、流通、情報及び交流等の分野にも積極的に進出することにより、創造的で付加価値の高い農産物の生産や雇用創出等経済効果を生みだす。

具体事例	経済効果	目標値
○○○加工品の生産・販売	販売収入 雇用	○○○千円 ○○人

区分	要求額	概要 (拡充・前倒しの理由)
従来分	30,000	ハード事業 (施設整備、機械導入)
(拡充) 前倒し分	20,000	ソフト事業 (
計	50,000	

積算内訳

施設整備：10,000千円×2件、機械導入：5,000千円×2件
○○○：2,000千円×5件、△△△：1,000千円×10件

使財
用政
欄課

●「様式1号 予算査定資料兼復活要求書」記入要領

【予算査定資料】

※「予算査定資料・復活要求書」の何れかに○を付して下さい。

1 市長、副市長及び総務部長査定に提出する資料です。

財務会計システムの「歳出予算要求書(事業説明)」を補足し、事業概要をより詳細に示す資料になります。

2 通常の維持管理費及び人件費を除く事業の予算要求について作成して下さい。

3 一事業一枚で作成して下さい。

事業は中事業を基本としますが、必要に応じて細分化して事業立てしても構いません。

4 「事業概要」欄については、「記入例」にとられず、図や表などが分かりやすいものは、積極的に取り入れて下さい。

また、事業目的や概要等は、長々とした文章ではなく、箇条書きで体言止めにして下さい。

5 「査定額 B」、「増減額 B-A」及び「財政課使用欄」は財政課で記入しますので、要求課では記入しないで下さい。

6 「補正前又は前年度予算額」欄は、当初予算の場合は前年度予算額を、補正予算の場合は補正前の現計予算額を記入して下さい。

7 「事業区分」欄は、「新規」、「拡充」、「前倒し」、「継続」に区分して下さい。

8 「地区」欄は「全域」、「〇〇町」に区分して下さい。

9 「基本方針」欄は、「雲仙市総合計画」の「基本方針①～⑥」により区分して下さい。

10 「総合計画・ゼロ・インセンティブ・通常」欄は、要求する事業を「総合計画特別推進枠」・「インセンティブ枠」・「その他通常事業」の何れかに区分し○を付して下さい。

11 「総合計画特別推進枠」による要求の場合は、「事業目的」欄に雲仙市総合計画の26ページから27ページに掲載している政策体系図により、「政策」及び「主要施策」を区分し記入して下さい。

12 緑色のセルに記入し、それ以外は記入、変更を行わないで下さい。

13 様式レイアウト、書式、フォント、余白の変更は行わないで下さい。

14 予算要求書と併せて財政課へ紙及びデータ(財政課アドレスへ)を提出して下さい。

【復活要求書】

- 1 財政課長査定、総務部長査定又は副市長査定で減額になった予算について、総務部長、副市長査定又は市長査定で復活要求を行う場合に作成し、別紙(復活要求資料)と併せて提出して下さい。
- 2 市長・副市長・総務部長の何れかに○を付して下さい。
- 3 桃色のセルに復活要求額を入力して下さい。
- 4 別紙(復活要求資料)の「復活要求額の算定基礎」欄は、記入例を参考に節ごと区分し、細節又は細々節の内訳を記入して下さい。
- 5 一事業一枚で作成して下さい。
- 6 副市長査定又は市長査定の3日前の午後5時までに、財政課へ紙及びデータ(財政課各部局担当者アドレス)を提出して下さい。
期限後の復活要求は認めませんので十分ご注意ください。また、日程の都合等により提出期限を変更する場合は、別途指示いたします。

平成23年度 光熱水費・燃料費 明細書

会 計		款		項		目		所 属 部 課							
大 事 業															
中 事 業															
(単位:円)															
電	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	24年度当初 予算要求額
	22年度														
	23年度														
上・下水道	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	24年度当初 予算要求額
	22年度														
	23年度														
都市ガス	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	24年度当初 予算要求額
	22年度														
	23年度														
ガソリン	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	24年度当初 予算要求額
	22年度														
	23年度														
軽油	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	24年度当初 予算要求額
	22年度														
	23年度														
灯油	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	24年度当初 予算要求額
	22年度														
	23年度														
A 重油	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	24年度当初 予算要求額
	22年度														
	23年度														
プロパンガス	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	24年度当初 予算要求額
	22年度														
	23年度														

※22年度及び23年10月までは実績、23年11月以降は見込み額を()内にそれぞれ記入してください。